



**General**

**IR整備法の基本方針案の公表**

特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」といいます。）に関する基本方針案が2019年9月4日に公表されました。基本方針においては、IR整備の意義・目標やIR整備の推進等の基本的な事項のほか、都道府県等が作成する実施方針や区域整備計画の要件の概要が定められています。

とりわけ区域整備計画については、認定される区域整備計画の上限が三つとされているところ、IR誘致に名乗りを上げている自治体の数が多いことから、その内容に関心が高まっていました。基本方針案では、①国土交通大臣が有識者による審査委員会を設置すること、②認定基準については適合が必須とされる要求基準と優れた計画を認定するための評価基準で構成され、評価基準については項目ごとの配点を国土交通大臣が別途定めるなど、基準の明確化と審査の公平・公正を図るものとされています。

基本方針案に対するパブリックコメントの募集は、2019年10月3日まで行われていました。国土交通大臣は現在パブリックコメントを検討中であり、基本方針案の内容を今後変更する可能性がありますので、IR整備法の動向を注視する必要があります。

**Anti-trust**

**デジタル・プラットフォーマーに対する優越的地位濫用規制の考え方の公表**

令和元年8月29日、公正取引委員会は、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」（以下「考え方」といいます。）を公表し、パブリックコメントの実施を開始しました。

考え方において優越的地位の濫用規制の対象とされているのは、消費者にサービスを提供し、消費者から個人情報等を取得するデジタル・プラットフォーマーによる行為です。なお、デジタル・プラットフォームとは、情報通信技術やデータを活用して第三者にサービスの「場」を提供し、そこに異なる複数の利用者層が存在する多面市場を形成するという特徴を有するものであり、オンライン・ショッピング・モール、アプリケーション・マーケット、検索サービス等が該当するとされています。

濫用行為の類型として、個人情報等の不当な取得・利用（利用目的を消費者に知らせないままの個人情報の取得、利用目的の達成に必要な範囲を超えた消費者の意に反する個人情報の取得・利用、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じないままの個人情報の取得・利用等）に関する例示がされていますが、例示に該当しない場合でも、個人情報等の取得・利用に関する行為が正常な商慣習に照らして不当に消費者に不利益を与える場合には、濫用行為に該当するとされています。

考え方に示された濫用行為の各類型について、それらの行為が市場の競争にどのような悪影響を及ぼすことが想定されるのか、各類型がいかなる意味において独占禁止法上の優越的地位の濫用行為として規制されなければならないのか等については明確にされていないという問題点はありますが、デジタル・プラットフォームに該当する事業に従事する各企業は、優越的地位の濫用行為として規制されるリスクについて慎重に検討していく必要があるものと思われます。

**IP**

**東京地裁及び大阪地裁における知財調停の開始**

東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の各知的財産部は、令和元年10月1日から、知的財産権に関する紛争解決手続として、民事調停法に基づく調停の新たな運用を開始しました。新たな運用に係る当該調停手続（以下「知財調停」といいます。）は、知的財産部の裁判官1名を含む3名によって構成される調停委員会の助言や見解を得て、話し合いにより、知的財産権に関する紛争を簡易・迅速に解決する裁判外紛争解決手続（ADR）を提供することを目的としています。

知財調停は、交渉中の当事者の合意に基づき、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に申し立てられ、非公開の手続により、原則として3回程度の期日内に紛争を解決することを予定しています。なお、知財調停が不成立又は取下げとなった後に、当該紛争について訴えが提起された場合には、知財調停に関与した裁判官が所属する部以外の部の裁判官がその審理を担当することになります。

知財調停は、現役の知的財産部の裁判官が関与することもあり、当事者間の交渉中に生じた紛争で、争点がさほど複雑でなく、かつ当事者双方が話し合いによる解決を希望している事案などについては、有効な紛争解決手続となることが期待されます。

**Tax**

**日米租税条約改正議定書の発効** [2019年7月・8月号](#)で既報の日米租税条約の改正にかかる議定書（以下「改正議定書」といいます。）に関し、批准書の交換が令和元年8月30日に東京で行われました。改正議定書は同日から効力が生じ、(1)源泉徴収される租税に関しては、令和元年11月1日に支払われ、又は貸記される額、(2)その他の租税に関しては、令和2年1月1日以後に開始する各課税年度から、それぞれ適用が開始されます。改正議定書による特典の拡大には、配当の免税要件の緩和（持株割合50%超→50%以上、及び保有期間12か月以上→6か月以上）並びに利子の原則免税が含まれます。